

熊谷市農業委員会
第16回総会議事録

令和4年11月28日（月）
熊谷市農業委員会

熊谷市農業委員会第16回総会議事録

1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 令和4年11月28日(月)午後1時30分
- (2) 閉会の日時 令和4年11月28日(月)午後3時00分
- (3) 場 所 めぬま農業研修センター 大会議室

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 47名(農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名)
- (2) 現在数 47名(農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名)

3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 43名
- (2) 欠席数 4名

農業委員

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	木村 進	11	出	田中 輝久
2	出	森田 豊	12	出	柿沼 憲雄
3	出	塚田 修	13	出	笛木 清
4	出	大島 正	14	出	栗原 一森
5	出	関口 久夫	15	出	大鷲 利夫
6	出	木部 富次	16	出	大野 隆一
7	出	金井 和夫	17	出	水野 明
8	出	神沼 孝治	18	出	腰塚菜穂子
9	出	権田 久男	19	出	上山 豊明
10	欠	夏目 亮一			

農地利用最適化推進委員

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	中嶋 儀臣	15	出	関口 明男
2	出	西田 茂夫	16	出	滝田 法明
3	出	根岸 勇	17	出	吉田 正己
4	出	伊藤 由行	18	出	岡田 藤寛
5	出	野邊 八雄	19	欠	小崎 信明
6	出	福島 清一	20	出	戸森 貫一
7	出	石井 芳夫	21	出	長谷川 隼男
8	出	稲村 文男	22	出	坂本 三郎
9	出	菊地 修一郎	23	出	田沼 寛央
10	出	漆原 秋夫	24	欠	細田 文男
11	出	鯨井 章男	25	出	森 一男
12	出	中島 正樹	26	出	中川 登美夫
13	出	奥野 進	27	出	林 和弥
14	出	小澤 好則	28	欠	吉野 福司

4 議 事

(1) 議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について

(2) 報 告

報告事項(1) 農地法第3条の規定による届出について

報告事項(2) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告事項(3) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告事項(4) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告事項(5) 農地法第18条第6項の規定による通知について(合意解約)

報告事項(6) 農地法施行規則第29条1項1号の届出について(2 a 未満の農業用施設)

5 招 集 者 熊谷市農業委員会会長 木部 富次

6 議事進行状況 別紙のとおり

事務局次長	<p>皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から熊谷市農業委員会第16回総会を開会いたします。</p> <p>それでは、はじめに木部会長から御挨拶をいただきます。</p>
会長	<p>(会長あいさつ)</p>
事務局次長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以降の進行につきましては、熊谷市農業委員会総会会議規則第4条に会長が議長となる旨が規定されておりますので、木部会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、着座のまま会議を進めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして、事務局より報告をお願いします。</p>
事務局次長	<p>本日の出席は、農業委員は19名中18名であります。なお、農地利用最適化推進委員については28名中25名でございます。</p>
議長	<p>事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しました。</p> <p>続きまして、議事録署名委員の選出及び書記の任命について、お諮りいたします。いかが取り計らいましょうか。</p> <p>(議長一任の声あり)</p>
議長	<p>議長一任の声がありました。それでは、議事録署名委員については、14番、栗原委員、15番、大鷲委員にお願いいたします。</p> <p>また、書記には事務局職員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。本日、審議いたします案件は、</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可後の計画変更申請について</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)</p> <p>議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について</p> <p>議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画(案)に対する</p>

議長	<p>意見について</p> <p>以上、6議案です。よろしく御審議願います。</p> <p>各議案については概要説明とさせていただきます、短時間での審議としたいと思っておりますので、御協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、はじめに議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の概要説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局が、議案について概要を説明する。】</p> <p>申請件数につきましては全部で4件となっております、取引額、現地確認等は資料に記載してあるとおりです。</p> <p>なお、議案番号1については取引額が比較的高額になっておりますが、申請地は集落縁辺部の農用地区域内農地いわゆる青地となっております。</p> <p>全案件とも譲受人の経営するすべての農地は適正に管理されており、機械の保有状況、従事日数から、今後についても効率的に利用されていくものと思われまます。</p> <p>また、農地法第3条第2項の各号には該当しないため許可要件の全てを満たしているものと考えます。</p> <p>なお、議案番号4について追加説明させていただきます。</p> <p>本件譲受人については、後に議案第5号で審議いただきます農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の議案番号695から699の借受人である〇〇〇〇〇となっております。</p> <p>こちらをもって令和4年12月1日付けで田4554㎡、畑688㎡の賃借権を得る予定となっております。それに伴って農地法第3条の許可申請の下限面積要件5000㎡を満たすこととなります。</p> <p>通常、総会において許可と審議された案件については総会の翌日に許可書を交付することにしておりますが、本案件については、令和4年12月1日以降、下限要件面積を満たした後に許可するとの条件を付して御審議いただきたいと思います。</p> <p>つまり、他の案件に比べまして許可書の交付日を2日間遅らせることとなります。</p> <p>以上、御審議のほど、よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>今回報告事項の(6)、2a未達の農業用施設の届出となります。こちらの申請者が今回3条申請の申請番号2の譲受人の案件であります、関係があるかとの御質問を頂いております。</p>

議長	<p>2 a 未満の農業用施設については、設置にあたり農地法上では手続きの必要はありませんが、埼玉県においては農業委員会へ届け出ることと規定されております。</p> <p>つまり、未届けであったとしても法律違反という性質のものではありませんが、今回農地法3条の申請のタイミングで設置済みの農業用施設の存在が発覚しましたので農地台帳整備の視点からも2 a 未満の農業用施設の届出をいただいたところとなります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p> <p>ただ今、事務局から議案番号4については、「下限面積要件を満たした後に許可する」という条件を付して許可を考えているとの説明がありましたので先に審議いたします。</p> <p>議案番号4について質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第1号における議案番号4について、本案を「下限面積要件を満たした後に許可する」という条件を付して許可するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、「下限要件面積を満たした後に許可する」という条件を付して許可とすべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第1号における議案番号4以外の案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第1号における議案番号4以外の案件について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可後の計画</p>

事務局	<p>変更申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p> <p>【事務局が、議案について概要を説明する。】</p> <p>議案第2号、農地法第4条の規定による許可後の計画変更申請については、自宅敷地拡張の1件です。</p> <p>以上、御審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>特にございませぬ。</p>
議長	<p>それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませぬか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第2号、農地法第4条の規定による許可後の計画変更申請について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局が、議案について概要を説明する。】</p> <p>議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請については全8件、内訳は「自己用住宅」が5件、「駐車場」が1件、「太陽光発電設備用地」が2件です。</p> <p>農地区分や事業の概要等は、議案書資料に記載のとおりです。</p> <p>以上、御審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>

事務局	<p>議案番号2について、意見をいただいております。</p> <p>こちら自己用住宅を目的とした案件ですが、申請地を確認したところ、盛土造成されたような状況が確認されたものです。</p> <p>この点について、申請代理人を通じ事情を確認したところかねてより土地所有者が物置を設置した土地であり、この1年から2年の間物置を片付ける一方で土砂を徐々に搬入してしまっただけということでした。</p> <p>埼玉県大里農林振興センターからはてん末を説明するための文書の提出を求め、内容に応じて何らかの指導が必要になるだろうとの見解を得ております。</p> <p>こうした現況が既に農地でない案件について、どこまでの指導を求めるかについては法律上明確な基準がなく事例毎に埼玉県が判断することとなります。</p> <p>本件の盛土造成については、今後埼玉県と調整のうえ対応をしていきます。</p> <p>なお、本件は立地条件や資力等のその他の条件からは住宅敷地として転用見込みのある申請内容と考えられます。</p> <p>以上よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)を上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局が、議案について概要を説明する。】</p> <p>議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)は「駐車場」と「仮設工事用地」の2件です。</p> <p>以上御審議の程、よろしくお願いたします。</p>

議長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	<p>それぞれの議案について質問を頂いております。</p> <p>議案番号1について、こちらは駐車場の案件ですが、毎年同じ敷地を利用しているのか。また駐車場は敷鉄板されるのか。一時転用終了後は田に復元されるのかとの質問です。</p> <p>こちらの申請地は毎年同じ土地で平成29年から毎年申請があります。造成は踏み固めのみであり敷鉄板等の施工はありません。</p> <p>一時転用終了後については、利用前の状況に復元されますが耕作者がおらず休耕地となっております。</p> <p>議案番号2について、鉄塔建設のための仮設工事用地の案件となっておりますが、鉄塔の規模や周辺集落への配慮についてどうなっているかとの質問です。</p> <p>鉄塔の規模につきましては設置面積が縦、横約13メートル、高さ約44メートルです。</p> <p>鉄塔の建設自体は農地転用許可不要となっておりますが、周辺地への配慮について申請者側に伺ったところ、自治会を通じ地域に事業計画説明の文書を2回、回覧版でまわしており特に地域から意見は生じていないとのことでした。</p> <p>ただし、今件は転用期間が長期に及ぶことから地域への配慮に努めるよう申請者側に伝えております。</p> <p>以上、御審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定</p>

<p>事務局</p>	<p>による農用地利用集積計画についてを上程し、事務局に説明を求めます。</p> <p>【事務局が、議案について概要を説明する。】</p> <p>議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について説明いたします。</p> <p>申請件数は138件、232筆、380,603.00平方メートルです。内訳につきましては、議案書資料の表のとおりです。</p> <p>今回の計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。</p> <p>以上御審議の程、よろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>事前に提出されている質疑等ありますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>特にございません。</p>
<p>議長</p>	<p>本案について、議事参与の制限に係る案件がありますので、先に審議いたします。</p> <p>議案番号626については、借受人が、〇〇〇〇となっておりますので、議事参与制限により一時退席をお願いします。</p> <p>(〇〇〇〇 退席)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
<p>議長</p>	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第5号における議案番号626について本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>議長</p>	<p>挙手全員です。よって本案については原案どおり承認すべきものと決しました。</p> <p>〇〇〇〇は入室してください。</p> <p>(〇〇〇〇 入室)</p>

議長	<p>続いて、議案番号627から631については、借受人が、私、木部となっておりますので、議事参与制限により一時退席します。</p> <p>その間、議長を職務代理が努めるべきところですが、本日欠席のため、農業委員の中で〇〇〇〇である〇〇〇〇に議長をお願いしたいと存じますが御異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>それでは、〇〇〇〇に議長を交代し、先に審議をお願いいたします。</p> <p>(木部会長 退席)</p> <p>(議長を〇〇〇〇に代わる)</p>
〇〇委員	<p>議案番号627から631について会長に代わりまして議事を進行させていただきます。</p> <p>それでは、議案番号627から631について、質疑、意見を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
〇〇委員	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第5号における議案番号627から631について本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
〇〇委員	<p>挙手全員です。よって本案については原案どおり承認すべきものと決しました。</p> <p>木部会長は入室をお願いします。ここで議長を木部会長に代わります。</p> <p>(木部会長 入室)</p>
議長	<p>続きますので、ただいま審議いたしました議事参与の制限に係る案件以外について、質疑、意見を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>

議長	<p>特に質疑、意見等もないようですのでこれより採決いたします。</p> <p>議案第5号における議事参与の制限に係る案件以外について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局が、議案について概要を説明する。】</p> <p>今回の配分計画は、小原地区、奈良地区、上新田三本地区、中条地区、東別府地区、下川上地区、善ヶ島地区、秦南部地区、弥藤吾地区の9地区です。</p> <p>貸借内容については議案書及び議案書資料のとおりです。</p> <p>今回の農用地利用配分計画(案)で設定する130筆は農地の全てを効率的に利用し耕作等を行うこと、周辺の農地利用への影響がないこと、必要な農作業に常時従事することを考慮し作成しており、各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上御審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>特にございませぬ。</p>
議長	<p>なお、本案につきましては、議事参与の制限に係る案件がございませぬので、先に審議いたします。</p> <p>議案番号8から10、25、31、32、41、43、45から50、60、64、65、67から71に関しましては、〇〇〇〇〇〇〇〇〇が賃借権の設定等を受ける者となっておりますので、〇〇〇〇は一時退席をお願いいたします。</p> <p>(〇〇〇〇 退席)</p>
議長	<p>それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑意見等ございませぬか。</p> <p>(なしの声)</p>

議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第6号、議案番号8から10、25、31、32、41、43、45から50、60、64、65、67から71について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については承認すべきものと決しました。</p> <p>〇〇〇〇は入室してください。</p> <p>(〇〇〇〇 入室)</p>
議長	<p>つづきまして、ただいま審議いたしました議事参与の制限に係る案件以外について、質疑、意見を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第6号における、議事参与の制限に係る案件以外について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、承認すべきものと決しました。</p> <p>以上で、全議案の審議が終了しました。</p> <p>続きまして、報告事項につきましては、「熊谷市農業委員会事務専決規程」に基づき専決処分済み事項でありますので、御了解をお願いいたします。</p> <p>以上で本日の議案、報告、すべて終了しましたので、議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。</p>
事務局次長	<p>木部会長、ありがとうございました。</p> <p>次に次第の6、その他に移らせていただきます。</p> <p>【令和4年度熊谷市優良農家被表彰者についての報告、研修「令和4年度農作業安全に関する基礎的な研修」、研修「営農型太陽光発電について」の受講、令和4年度熊谷市農地パトロ</p>

事務局次長	<p>ール結果報告及び令和4年度農業者年金加入推進活動計画について説明を行う】</p> <p>事務局からは以上ですが、皆様から何かありますでしょうか。</p> <p>(なしの声)</p>
事務局次長	<p>それでは本日の総会はこれにて閉会とさせていただきます。 ありがとうございました。</p>

農業委員会事務局職員

局長
次長兼農政係長
主幹兼農地係長
主任

浅見 和彦
佐藤 雅史
長谷川 幸弘
樋口 祥平

令和4年11月28日

熊谷市農業委員会

会 長 木 部 富 次

署名委員 栗 原 一 森

署名委員 大 鷲 利 夫